

令和4年3月14日

指名停止措置について

長浜水道企業団指名停止基準に基づき、次のとおり指名停止とする。

1. 指名停止業者

大津市におの浜三丁目4番40号

株式会社ナカテック 代表取締役 中村正紀

2. 指名停止の期間

令和4年3月14日から令和5年9月13日まで（18箇月）

3. 指名停止の理由

長浜水道企業団指名停止基準第3条及び別表第2第9項（2）に該当
（談合または競売入札妨害）

滋賀県日野町が令和2年9月に執行した東桜谷地区での排水処理施設更新の入札に関して、同町上下水道課職員から受け取った情報を基に最低制限価格に近い価格で落札したとして、株式会社ナカテックの営業工事部課長が公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和4年3月7日に滋賀県警に逮捕されたため。

長浜水道企業団指名停止基準

別表第2（第3条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(談合または競売入札妨害)	
9 有資格業者等が次に掲げる機関が発注する工事等に関し、談合罪または競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。	
(1) 企業団	24箇月
(2) 県内の他の公共機関	18箇月
(3) 近畿府県および隣接県内の公共機関	12箇月
(4) 近畿府県および隣接県以外の公共機関	6箇月